



2009年度
金融窓口サービス技能検定

1級 学科試験

テラー業務

実施日 2009年5月24日(日)

試験時間 10:00~12:00(120分)

注意

1. 本試験の問題は、金融商品コンサルティング業務との共通編と選択科目編（テラー業務）から構成され、問題数は共通編20問（×式10問，四答択一式10問）と選択科目編30問（四答択一式15問，語群選択式（四肢）15問）の計50問です。
2. 筆記用具，計算器具（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
3. 試験問題については，特に指示のない限り，2008年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
4. 試験時間中は，乱丁・落丁，印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
5. 不正行為があったときは，すべての解答が無効になります。
6. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
学科試験合格者に対する実技試験は，2009年10～11月に実施します。解答用紙の実技試験受検希望地を1つ選び，マークしてください。
7. その他，試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には，試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後，試験監督者が解答用紙を回収しますので，着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は5月24日(日)午後5時30分以降，当会のホームページに掲載します。

(<http://www.kinzai.or.jp/answer/kinmado.html>)

7月1日(予定)に受検者全員に合否通知書を送付するほか，当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/>)

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区南元町19 TEL 03-3358-0771

共 通 編

1. 問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。

金融商品の販売等に関する法律＝金融商品販売法

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律＝独占禁止法

2. 問題文中の「一般投資家」は、金融商品取引法で規定する「特定投資家」以外の投資家をいいます。

【第1問】 次の各文章(1)から(10)まで)を読んで、正しいものまたは適切なものには を、誤っているものまたは不適切なものには を、解答用紙にマークしなさい。〔10問〕

(1) 投資者保護基金は、金融商品取引法の規定により設立される機関であり、投資者の保護を図り、証券取引に対する信頼性を維持することを目的としている。日本国内で営業を行うすべての「第一種金融商品取引業(有価証券関連業に係るものに限る)を行う者」は、日本投資者保護基金に加入している。

(2) 外国投資信託とは、日本の法令に基づいて外国において設定された信託であって、投資信託に類するものをいい、外国投資信託が国内で公募される場合には、投資者保護のため、金融商品取引法のディスクロージャーに関する規定が適用され、また、内閣総理大臣に届出を行わなければならない。

(3) 債券の最終利回り(単利)は、次の計算式により算出される。

$$\text{最終利回り(％)} = \frac{1 \text{年当たりのクーポン収入} + \frac{\text{購入価格} - \text{償還価格}}{\text{残存期間(年)}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

(4) 特定口座を開設している居住者は、特定口座内に保管されている上場株式等の譲渡による所得については、取引ごとに源泉徴収するかしないかを選択することができる。

(5) 生命保険業務において、生命保険契約の締結、契約者貸付、契約者変更、満期保険金・年金・解約返戻金支払等の取引が発生した場合、現金等による200万円を超える取引の場合、仮名取引やなりすましの疑いがある場合には、原則として、本人確認を行う。

(6) 医療保険の入院給付金や手術給付金は、被保険者本人ならびにその配偶者、直系血族、生計を一にするその他の親族が受け取る場合には、非課税になる。また、医療保険の入院給付金や手術給付金を受け取った者が保険料を負担していて医療費控除の適用を受ける場合には、受け取った給付金を「保険金などで補てんされる金額」として、実際に支払った医療費から差し引く必要がある。

(7) 年金払積立傷害保険の補償内容は傷害による死亡と(重度)後遺障害であり、補償期間が保険料払込期間に限定されている保険である。

- (8) 金融商品販売法は、金融商品販売業者等の重要事項についての説明義務が免除される場合として、顧客が、金融商品の販売等に関する専門的知識および経験を有する者として政令で定める「特定顧客」である場合、商品の仕組みやリスク・手数料などの顧客の投資判断に必要な情報を記載している書面を本店または営業店に備え置いている場合、重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があった場合の3つを規定している。
- (9) 個人顧客Aは、金融商品を販売する事業者であるBから、過去の数値データ等を示しながら、「相場の変動があるので絶対に元本割れしないわけではないが、この投資型の商品はいままで元本割れをしたことはないので、今後も元本割れはしないだろう」との説明を受けたので、当該商品を購入することにした。その後、この商品が元本割れした場合には、Bの説明が断定的判断の提供に当たるため、Aは、消費者契約法に基づき、契約を取り消すことができる。
- (10) 銀行等が顧客に融資を行うに際して、保険加入の申込みや投資信託等の購入を要請し、これに従うことを余儀なくさせても、それが融資の条件であることを融資契約書上に明示しなければ、独占禁止法上の「優越的な地位の濫用」に当たるとはならない。

【第2問】 次の各問(11)から(20)まで)について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔10問〕

- (11) 銀行の取扱業務の拡大に関する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。
1. 金融業務の国際化と自由化の流れに伴って、銀行に対する業務規制が緩和され、さまざまな改革が進められてきたが、元本保証のない金融商品の窓口販売開始もその1つである。
 2. 銀行の取扱業務については近年大幅な緩和策がとられ、預金・為替・融資等の業務に加えて、証券業務をはじめ、生命保険・損害保険に係る業務など、一定の制限はあるが広範囲の業務が認められている。
 3. 銀行の取扱業務の拡大については、単に銀行が取り扱うことのできる商品の範囲の拡大にとどまらず、銀行代理店の要件緩和や持株会社・子会社の活用等の組織形態の自由化・多様化による促進も行われている。
 4. 金融規制緩和の一環として銀行の取扱業務の拡大が進められてきた背景には、これまでの消費者・顧客保護を重視する政策を変更して、個人の自己責任と銀行の国際競争力強化を重視する政策に方針転換したことがある。
- (12) 金融機関が破たんしたとき、預金保険による付保預金額を算定するためには、同一の預金者が当該破たん金融機関に有する複数の預金口座を合算する名寄せが必要となるが、この名寄せについて、次のうち最も不適切なものはどれか。
1. 個人名義の預金については、夫婦・親子などの家族であっても、それぞれ別の法的主体であるため、それぞれ別に名寄せされるが、家族の名義を借りたにすぎない預金等は、他人名義預金として保険金支払の対象外となる。
 2. 団体名義の預金等については、団体が法人である場合や「権利能力なき社団・財団」に該当する場合は、その団体が1預金者として取り扱われる。
 3. 預金者が個人事業主の場合には、事業用の預金等と事業用以外の預金等は、別個の預金等として取り扱われる。
 4. 法人でもなく、また「権利能力なき社団・財団」とも認められない任意団体名義の預金等は、その団体を構成する各構成員の預金等として、各構成員のほかの預金等とともに名寄せされる。

(13) 未成年者との取引について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 未成年者と融資取引をする場合であっても、その者が婚姻をしていれば、民法上、成年と同様に扱ってさしつかえない。
2. 未成年者との融資取引は、法定代理人の同意を得て行うか、または法定代理人の代理により行うことができる。
3. 未成年者の法定代理人であることは、戸籍謄本や戸籍の全部事項証明書を徴求することによって確認することができる。
4. 未成年者が所有する土地に親権者である父親を債務者とする抵当権を設定する契約は、親権者である母親が単独で未成年者の法定代理人として行うことができる。

(14) デリバティブを組み入れた投資信託について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 証券投資信託は、その信託財産の運用に際し、信託約款等に定められた範囲で、先物取引、オプション取引、スワップ取引などを利用することができる。
2. 金融商品取引法では、公募の証券投資信託の信託財産の運用にあたってデリバティブ取引を行う場合に、各取引等の評価損の合計額が証券投資信託の純資産額の50%未満となる範囲で運用することを義務付けている。
3. プル・ベア型の投資信託とは、各種指数・資産価格等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む）を目指し、デリバティブをヘッジ目的以外に用いて積極的に投資を行うものをいう。
4. デリバティブを利用した信託財産の運用では、デリバティブのレバレッジ効果により、少額の資金によって多額の原資産を売買した場合と同じ経済効果を期待できるが、場合によっては多額の損失を被る危険性を有している。

(15) 株価1,200円、1株当たり純資産額800円、1株当たり税引後利益40円、1株当たり減価償却費10円の株式会社における各種の株価指標を計算した場合、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 株価キャッシュフロー倍率（PCFR）は、40倍である。
2. 株価収益率（PER）は、30倍である。
3. 株価純資産倍率（PBR）は、1.5倍である。
4. 自己資本利益率（ROE）は、5%である。

(16) 銀行等による生命保険販売に関して、いわゆる融資先販売規制・担当者分離規制等が適用される場合について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 融資先販売規制では、事業性資金の融資先およびその代表者と役員、従業員が契約者となる契約のみが対象となる。
2. 個人年金保険（法人契約は除く）は、融資先販売規制の対象外である。
3. 顧客が住宅ローンの融資審査期間中であることを知りながら、当該顧客に保険募集をすることは禁止されている。
4. 担当者分離規制は、特例に該当しない場合に、事業性資金の融資担当者が一定の保険契約について保険募集を行ってはならないことを意味している。

(17) 保険契約のクーリング・オフについて、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 変額個人年金保険の申込者が、保険契約を申し込もうとする保険会社の募集代理店である金融機関の営業店に対して、あらかじめ保険契約の申込みをするために訪問する旨および訪問日を通知して、その営業店の窓口で保険契約の申込みをした場合には、クーリング・オフの適用対象とされる。
2. 保険募集代理店である金融機関の職員から変額個人年金保険の勧誘を受け、申込者の勤務する職場で保険契約を締結し、それと同時に保険会社の口座に保険料を振り込むようにその職員に依頼した場合には、クーリング・オフの適用対象とされる。
3. 保険期間が「1年以下」の保険契約は、クーリング・オフの適用対象である。
4. 変額個人年金保険の申込者が郵便を利用する方法（通信販売等）により保険契約の申込みをした場合には、クーリング・オフの適用対象とされる。

(18) 金融商品取引法における金融商品取引業の登録等について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 匿名組合契約形式の集団投資スキームの営業者が、匿名組合への出資募集のため、自ら適格機関投資家以外の50名以上の投資家から出資を受けるには、金融商品取引業の登録が必要となる。
2. 株式会社が増資を行うに際し、その会社が投資家に対して株式の引受けを勧誘する行為は、金融商品取引業に該当しない。
3. 有価証券に対する投資を行う匿名組合契約形式の集団投資スキームにおいて、その営業者が登録を受けた投資運用業者との間で投資一任契約を締結し、運用の全部を委託する場合には、自ら金融商品取引業の登録を受ける必要はなく、また、当該投資一任契約の概要を出資契約等において投資家に示す必要もない。
4. 有価証券に対する投資を行う匿名組合契約形式の集団投資スキームにおいて、その営業者は、一定の条件を満たせば、内閣総理大臣に届け出ることによって、金融商品取引業の登録を受けることなく、新たな出資を勧誘できる。

- (19) 個人顧客Aは、金融商品販売業者等である甲社の販売担当者Bから、市場リスクによる損失が生じる金融商品の説明を受け、これを購入した。これに関し、次のア～ウの記述のうち、適切なものはいくつあるか。1～4のなかから選びなさい。

ア Aが、Bから、「市場見通しからみて、当社で販売している株式投資信託は将来必ず値上がりする」旨の説明を受けて、誤認して契約を締結した場合には、Aは、金融商品販売法の定めに従って当該契約を取り消すことができる。

イ BがAに対して、元本欠損が生ずるおそれがある旨を適合性の原則に従い説明したとは認められない場合には、Aは、これにより生じた損害について、金融商品販売法の定めに従ってBと甲社双方に対して賠償請求をすることができる。

ウ Bが実際のデータを改ざんした為替相場の変動表を作成し、これに基づいて、「将来、当社で販売している外債ファンドは必ず値上がりする」旨をAに対して説明し、Aは契約を締結するに至った。その後、Aが元本がほとんどなくなる損失を被った場合、Bおよび甲社双方ともに、刑法の詐欺罪に問われる可能性がある。

1. 0
2. 1つ
3. 2つ
4. 3つ

- (20) 一般投資家と締結する特定預金等契約の取扱いについて、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 特定預金等には、投資性の強い預金や満期が5年以上の円貨定期預金が含まれる。
2. 特定預金等の契約締結前交付書面には、一般の預金等について情報提供が求められる「金利や手数料等」に加え、「その書面をよく読むべき旨」、「元本損失が生ずるおそれがある場合における原因となる指標・理由」を記載すれば足りる。
3. すでに締結している特定預金等契約の契約内容の一部を変更する場合であり、かつ、顧客に対し変更事項を記載した書面（契約変更書面）を交付している場合には、契約締結前交付書面を交付しなくてもよい。
4. 特定預金等契約を締結する際に、過去1年以内に同一内容の特定預金等契約を締結して契約締結前交付書面を交付したことがある場合でも、顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思表示がない限り、改めて契約締結前交付書面を交付しなくてはならない。

テラー業務編

【第3問】 次の各問(21)から(35)まで)について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。 [15問]

(21) マネー・ローンダリングの防止等について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. マネー・ローンダリングとは、犯罪収益など不法な手段で得た資金を、資金移動を繰り返すなどの行為によって、正当な経済活動によって得た資金であるかのように仮装することをいう。
2. マネー・ローンダリングを防止するため、金融機関は、顧客と預金口座開設等の一定の取引を行う際に、本人確認を行い、その確認に関する記録を作成し、保存することを義務づけられている。
3. 300万円の預金の現金による払戻しに際し、必要となる本人確認資料を顧客が提出しないときは、顧客が本人確認資料を提出するまでの間、金融機関は、その預金の払戻しを拒むことができる。
4. 受け入れた預金等が犯罪収益である疑いが生じた場合には、金融機関は、当該顧客に告知したうえでその旨を当局に届け出る義務がある。

(22) 手形・小切手の事故届について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 手形・小切手を紛失した旨の申出を受け付けた場合には、直ちに支払停止の措置を講ずる。
2. 自己宛小切手について事故届が提出された場合であっても、当該小切手につき「支払委託の取消し」の効果が生ずる。
3. 手形・小切手の受取人から紛失の申出があった場合でも、支払停止の措置を講じたうえで、振出人(引受人)から書面により事故届を提出してもらうようにする。
4. 自己宛小切手の事故届が提出され、当該小切手が呈示期間経過後に支払呈示された場合には、その支払を拒絶することもできるが、実務上は、発行依頼人と所持人の合意に従って処理するのが妥当である。

(23) 預金の残高証明書の一般的な取扱いについて、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 休日を基準日とする残高証明書は、発行することができない。
2. 残高証明書で預金残高を記入する際に、他店券を含んでいてそれが未決済であれば、その未決済残高を控除した額を記載して発行する。
3. 誤った残高証明書を発行したことによって第三者に損害が生じたとしても、発行金融機関が責任を負うことはない。
4. 預金者の相続人から残高証明書の発行依頼があった場合には、それに応じてよい。

(24) 1 回目の不渡が発生した取引先との当座勘定取引の解約について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 当座勘定取引を解約するには、取引先から、書面による同意を得なければならない。
2. 金融機関からの解約通知が書面によらない場合には、解約の効力が生じない。
3. 金融機関からの解約通知が取引先に到達した時に、解約の効力が生じる。
4. 届出住所宛に発信された金融機関からの解約通知が取引先に到達しなかったときは、その通知が発信された時に、解約の効力が生じる。

(25) 個人が下記の外貨定期預金を預け入れ、満期日に解約した場合の税引後の満期時受取額（円建て）から預入元本（円建て）を差し引いた金額として、正しいものはどれか。1～4のなかから選びなさい。なお、 $-$ はマイナスを意味している。

- ・元本金額：30,000米ドル
- ・預入日：平成X年2月15日(平成X年は平年とする)
- ・満期日：平成(X+1)年2月15日
- ・利率：年1.05% (1年を365日として計算すること)
- ・付利単位：1米ドル
- ・預入日のTT S：98円/米ドル
- 預入日のTT B：96円/米ドル
- ・満期日のTT S：94円/米ドル
- 満期日のTT B：92円/米ドル
- ・利息額・税額とも円未満切捨て

1. 156,816円
2. 151,020円
3. 96,816円
4. 36,816円

(26) 小切手の表面に引かれた2本の平行線の中に「BANK」と記載された小切手（支払銀行X銀行甲支店）に関する下記ア～エの記述のうち、不適切なものはいくつあるか。1～4のなかから選びなさい。

- ア X銀行甲支店と取引のないAが、同支店に支払を求めた場合には、X銀行甲支店は支払を拒絶しなければならない。
- イ Y銀行乙支店と取引のなかったBが、同支店に新たに普通預金口座を開設したうえ、その直後に当該小切手の取立を依頼してきた場合、Y銀行乙支店はその小切手を受け入れることができる。
- ウ X銀行甲支店と取引のないAが支払を求めた当該小切手の表面の2本の平行線が抹消され、その箇所に振出人の届出印がなつ印されていた場合には、X銀行甲支店はそれを支払うことができる。
- エ X銀行甲支店と取引のないAが支払を求めた当該小切手の裏面に振出人の届出印がなつ印されていた場合には、X銀行甲支店はそれを支払うことができる。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ

(27) 一般的な変動金利定期預金について、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1. 適用金利が6カ月ごとに見直しされるので、金利下降局面よりも金利上昇局面のほうが顧客にとっては有利である。
- 2. 利率は、預入金額に応じた期間6カ月の定期預金（スーパー定期、スーパー定期300、大口定期預金等）の店頭表示利率に、預入期間によって定められた利率（プレミアム利率）が上乗せされる。
- 3. 預入時に適用されたプレミアム利率は、原則として6カ月ごとに変動する。
- 4. 満期日前に解約する場合、所定の満期日前解約利率で計算した利息額がすでに支払った利息額より少額であるときは、その差額を清算することがある。

(28) 事務の基本について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 顧客に記入してもらった申込書や払戻請求書等をテラーが代筆してはならないが、顧客の事情により代筆を依頼された場合に限り、テラー独自の判断により代筆することが認められている。
2. 現金の取扱いは、金融機関の業務のなかで最も基本で正確性が要求されるものであり、「現金その場限り」の原則により取り扱わなければならない。
3. テラーは、直接顧客と応対して現金等の受入れや支払を行うため、金融機関ではテラーの権限を定めており、テラーは自己の権限をよく理解し遵守しなければならない。
4. 仕事を進めるうえで取扱方法に疑問を感じたり判断に迷ったりした場合には、独断で処理しないで、他のテラーのアドバイスや役席者等の指示を求めるべきであり、また、事務ミスや顧客等から苦情が生じたときには、直ちに役席者に報告し、その指示を受けなければならない。

(29) 住宅ローンの返済方法について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 住宅ローンの返済方法は、毎月の元利合計支払額が一定となり返済計画が立てやすい元利均等返済方式が一般的である。
2. 元利均等返済方式の住宅ローンでは、当初は支払額のうち利息部分への充当額が多く元金への充当額が少ないが、徐々に元金部分への充当額が増加する。
3. 元金均等返済方式の住宅ローンでは、利息部分の返済が徐々に減少し、返済期間や利率など他の条件が同じ元利均等返済方式の住宅ローンよりも、全期間の元利合計返済額は、一般に多くなる。
4. 全期間固定金利である住宅ローンは、返済方法が元利均等返済方式と元金均等返済方式のいずれの場合も、借入時に、返済終了までの元金および利息の返済額が確定する。

(30) 約束手形（支払銀行X銀行甲支店）について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. X銀行甲支店が約束手形を手形交換によって持ち帰ったところ、その手形の受取人欄が白地のままであった。この場合でも、X銀行甲支店は、この手形を支払うことができる。
2. Y銀行乙支店が確定日払約束手形の所持人から取立委任を受けたところ、その手形の振出日欄が白地のままであった。この場合、Y銀行乙支店は手形の所持人に対して、適切と思われる日を振出日欄に記載してもらうようにする。
3. Y銀行乙支店が約束手形の所持人から取立委任を受けたところ、その手形の受取人欄が白地のままであった。この場合、Y銀行乙支店には自ら受取人欄を補充したり、あるいは手形の所持人に対して受取人欄を補充させる義務はない。
4. X銀行甲支店がA振出の券面額200万円の約束手形を手形交換によって持ち帰ったところ、Aから、「その手形は受取人Bとの間で金額を100万円と補充するという約束のもとに金額欄白地で振り出したにもかかわらず、Bが勝手に200万円と補充して所持人に譲渡したものであって、支払をしないようにしてほしい」との申出があった。この場合、X銀行甲支店は、金額欄の不当補充についての所持人の善意・無重過失が確認できなくとも、その手形金を支払わざるをえない。

(31) 日本銀行の金融政策について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 日本銀行は、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することを金融政策における理念として掲げている。
2. 日本銀行の金融政策運営については、政府と同一歩調をとるべきで、政府から独立した中立的・専門的な判断をすべきではない。
3. 日本銀行による短期金融市場の資金総量の調整により、短期金利の誘導目標が実現され、金融機関の貸出金利などへ波及することで、経済活動全体に金融政策の影響が及ぶ。
4. 日本銀行は、決定された金融政策方針を実現するために、公開市場操作（オペレーション）などにより、短期金融市場における資金総量を調整している。

(32) 被相続人の死亡により相続人が受け取った生命保険金の説明について、次のうち最も不適切なものはどれか。具体的な契約形態は下記のとおりである。なお、ほかに受け取った生命保険金はないものとする。

契約者(保険料負担者)	被保険者	保険金受取人
被相続人	被相続人	相続人

1. 相続人が3人おり、各人400万円ずつ保険金を受け取った。この場合には、死亡保険金の非課税限度額以下であるから、相続税の課税価格に算入されない。
2. 相続人が3人おり、各人400万円ずつ保険金を受け取ったが、相続人のうち1人は相続を放棄していた。この場合には、相続を放棄した人が受け取った保険金400万円が相続税の課税価格に算入されるが、他の相続人の取得した保険金は相続税の課税価格に算入されない。
3. 相続人が3人おり、各人600万円ずつ保険金を受け取った。この場合には、各相続人の死亡保険金のうち非課税限度額を超える100万円が、各相続人の相続税の課税価格に算入される。
4. 相続人が3人おり、各人600万円ずつ保険金を受け取ったが、相続人のうち1人は相続を放棄していた。この場合には、相続を放棄した人が受け取った保険金600万円が相続税の課税価格に算入され、他の相続人が受け取った保険金は100万円ずつ相続税の課税価格に算入される。

(33) 民法上の遺言の効力について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 15歳未満の者や意思能力のない者の遺言は、無効である。
2. 遺留分を侵害した遺言は、無効である。
3. 自筆証書遺言や秘密証書遺言は、家庭裁判所が検認することにより、遺言書の効力が有効となる。
4. 実印を捺印しない自筆証書遺言は、無効である。

(34) 国民年金の保険料の納付等について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の者が退職したときに、20歳から60歳になるまでの保険料の納付月数が480月未満であって、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない場合には、国民年金に任意加入し、保険料を納付することができる。
2. 日本国籍を有し、海外に居住する20歳以上65歳未満の者は、国民年金に任意加入し、保険料を納付することができる。
3. 付加年金の保険料は、自営業者等の第1号被保険者（保険料を免除されている者と国民年金基金に加入している者は除く）と第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者が納付することができる。
4. 学生の納付特例を申請して承認された期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されるが、10年以内に追納しないときは老齢基礎年金の額の計算の対象となる期間には含まれない。

(35) 確定拠出年金の個人型年金について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 確定拠出年金の個人型年金の給付の種類は、老齢給付金および死亡一時金の2種類に限られているが、老齢給付金については、年金または規約に定めていれば一時金のいずれかを選択することができる。
2. 国民年金の第1号被保険者の確定拠出年金の個人型年金の掛金の限度額は、国民年金基金に加入している場合または国民年金の付加保険料を納付している場合は、それぞれの掛金または保険料と合わせて月額68,000円までである。
3. 国民年金の第1号被保険者（一定の保険料免除者等を除く）および60歳未満の厚生年金保険の被保険者（企業年金等対象者を除く）は、確定拠出年金の個人型年金の加入者となることができる。
4. 支払われた確定拠出年金の個人型年金の掛金は、全額が所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象となり、所得税・住民税が軽減される。

【第4問】 次の各文章(36)から(50)までの()内に入るべき最も適切な文章、語句、数字またはその組合せを選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔15問〕

(36) 多くの顧客と直接接し、取り扱う業務も広範にわたるテラーは、コンプライアンスの実現についても重要な役割を担っている。そのために最も重要なことは(ア)を持つことといえる。そのうえで自店の特性に応じた(イ)を認識・把握して、遵守すべきルールを確認し、それを実践していくことが必要である。そのなかで、特に重要なものとして、顧客に対する守秘義務の遵守、金融商品をセールスする際の(ウ)義務の遵守をあげることができる。

- | | | |
|----------|------|-------|
| 1. ア法令知識 | イニーズ | ウ説明 |
| 2. ア遵法精神 | イリスク | ウ善管注意 |
| 3. ア法令知識 | イニーズ | ウ善管注意 |
| 4. ア遵法精神 | イリスク | ウ説明 |

(37) 定期預金の中途解約の場合には、金融機関には通常の解約の場合以上の(ア)が要求されるので、本人確認は、より慎重に行う必要がある。また、(イ)の有無を確認することや、預入期間が(ウ)以上の場合には、中間払利息の支払後に中途解約をすると、中途解約利率による利息と中間払利息との差額の清算が生じることもある点などにも注意しなければならない。

- | | | |
|----------|------|-----|
| 1. ア注意義務 | イ事故届 | ウ2年 |
| 2. ア注意義務 | イ不渡 | ウ2年 |
| 3. ア守秘義務 | イ事故届 | ウ1年 |
| 4. ア守秘義務 | イ不渡 | ウ1年 |

(38) 実際に振り出された日より将来の日付を振出日として記載された小切手を(ア)小切手というが、このような小切手であっても、小切手には(イ)性があるので、それが記載された振出日より前に支払呈示されたときは、支払金融機関は、(ウ)に支払うべきとされている。

- | | | |
|---------|-------|------|
| 1. ア後日付 | イ請求払い | ウ呈示日 |
| 2. ア先日付 | イ一覧払い | ウ呈示日 |
| 3. ア後日付 | イ一覧払い | ウ振出日 |
| 4. ア先日付 | イ請求払い | ウ振出日 |

(39) 自己宛小切手は、(ア)と(イ)が銀行自身である小切手なので、(ウ)から紛失等の事故の申出があっても、通常の小切手のように(ア)からの支払委託の取消しの効果はない。

- 1. ア振出人 イ引受人 ウ発行依頼人
- 2. ア発行依頼人 イ支払人 ウ所持人
- 3. ア振出人 イ支払人 ウ発行依頼人
- 4. ア発行依頼人 イ引受人 ウ所持人

(40) 総合口座の貸越限度額は、「各金融機関が定める一定の金額」または「担保となる定期預金等に一定の割合を掛けた額」のいずれか小さい額とされている。後者の場合には、一般に、利付国債・政府保証債・地方債は額面金額の80%以内、割引国債は額面金額の(ア)以内と定められている。また、総合口座の担保として定期預金または公共債がある場合には、貸越利率の低いものから順に担保に充当する。定期預金を担保とする貸越利率と公共債を担保とする貸越利率が同一の場合には、まず、定期預金を優先して担保に充当する。公共債の種類が複数ある場合には、(イ)の順に担保に充当する。

- 1. ア70% イ割引国債 利付国債 政府保証債 地方債
- 2. ア70% イ政府保証債 地方債 利付国債 割引国債
- 3. ア60% イ割引国債 利付国債 政府保証債 地方債
- 4. ア60% イ政府保証債 地方債 割引国債 利付国債

(41) 住宅金融支援機構の財形住宅融資は、一般財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄のいずれかを(ア)以上続け、申込日前2年以内に財形貯蓄の預入れを行い、かつ、申込日における残高が50万円以上あること、年収に占めるすべての借入れ(財形住宅融資による借入れやそれ以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローンなどの借入れ)の年間合計返済額の割合(総返済負担率)が、次の基準を満たしていることなどが利用条件とされている。

年収	(イ)未満	(イ)以上
基準	(ウ)以下	(エ)以下

- 1. ア1年 イ400万円 ウ30% エ35%
- 2. ア1年 イ800万円 ウ10% エ20%
- 3. ア2年 イ400万円 ウ10% エ20%
- 4. ア2年 イ800万円 ウ30% エ35%

(42) 個人の当座取引先が手形交換所の取引停止処分を受けたときは、その事実を全国銀行協会の運営する（ア）に（イ）登録することが、当座勘定規定に規定されている。

- | | |
|-----------------|--------|
| 1. ア手形交換所 | イ 3 年間 |
| 2. ア個人情報センター | イ 3 年間 |
| 3. ア手形交換所参加金融機関 | イ 2 年間 |
| 4. ア個人情報センター | イ 5 年間 |

(43) 金融広報中央委員会の「家計の金融行動に関する世論調査（2人以上世帯調査）」の平成20年調査結果（調査時期：平成20年6月10日～7月18日）によると、下記のとおりとなっている。

- ・老後の生活について心配である（「非常に心配である」と「多少心配である」の合計）と答えた世帯は、（ア）となった。
- ・「心配である」としている世帯では、その理由について「十分な貯蓄がないから」、「（イ）が十分でないから」が、それぞれ前年同様7割を超える高い割合となっている。一方、「生活の見通しが立たないほど物価が上昇することがあり得ると考えられるから」が5割弱と、前年に比べ大幅に増加した（複数回答）。
- ・老後の生活費の収入源については、「公的年金」とした世帯が約8割、「貯蓄の取り崩し」が4割強、「（ウ）」が約4割、「企業年金、個人年金、保険金」が約 $\frac{1}{3}$ となった（3つまでの複数回答）。

- | | | |
|-----------|---------|--------------|
| 1. ア 8 割強 | イ 年金や保険 | ウ 就業による収入 |
| 2. ア 6 割強 | イ 退職一時金 | ウ こどもなどからの援助 |
| 3. ア 8 割強 | イ 退職一時金 | ウ 就業による収入 |
| 4. ア 6 割強 | イ 年金や保険 | ウ こどもなどからの援助 |

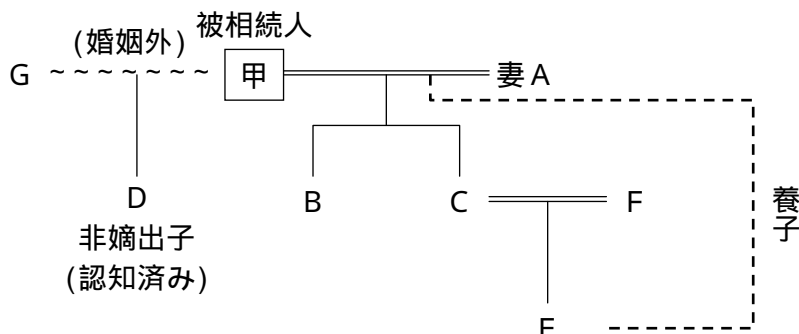
(44) 交換呈示された手形・小切手を不渡にする場合には、支払銀行（ア）持出銀行は、原則として、不渡届を手形交換所に提出しなければならない。たとえば、（イ）を事由に約束手形を不渡にする場合には、第1号不渡届を提出しなければならない。しかし、たとえば、（ウ）を事由に交換呈示された約束手形を不渡にする場合には、不渡届の提出を要しない。この事由は0号不渡事由に該当し、これに該当する場合には、不渡届の提出を要しないとされているからである。

- | | | |
|---------|--------------|-----------------|
| 1. アまたは | イ 盗難 | ウ 取引なし |
| 2. アおよび | イ 資金不足 | ウ 呈示期間経過後 |
| 3. アまたは | イ 引受なし | ウ 破産法による財産保全処分中 |
| 4. アおよび | イ 取締役会承認等不存在 | ウ 契約不履行 |

(45) X銀行甲支店にある顧客Aの普通預金全額が、債権者Bによって差し押さえられた。その後、Bから同支店に対してその差押えに係る預金の支払請求があった。この場合、X銀行甲支店は、まずBに取立権があること、すなわち、差押命令が（ア）に送達されてから（イ）を経過していることを確認する必要がある。

- | | |
|-------------|--------|
| 1. ア X銀行甲支店 | イ 10日間 |
| 2. ア A | イ 10日間 |
| 3. ア X銀行甲支店 | イ 1週間 |
| 4. ア A | イ 1週間 |

(46) 下記の相続関係図（なお、被相続人甲の孫であるEを甲とその妻Aが養子にしていた）
 の場合には、被相続人甲の非嫡出子であるDの法定相続分は（ ア ）、被相続人甲の妻A
 の法定相続分は（ イ ）、Eの法定相続分は（ ウ ）である。



- | | | |
|------------|--------|--------|
| 1. ア 8分の1 | イ 2分の1 | ウ 8分の1 |
| 2. ア 14分の1 | イ 2分の1 | ウ 6分の1 |
| 3. ア 14分の1 | イ 2分の1 | ウ 7分の1 |
| 4. ア 12分の1 | イ 3分の2 | ウ 7分の1 |

(47) 相続税に関し、（ ア ）は、相続または遺贈により取得した財産のうち日本国内にある
 ものだけについて相続税の納税義務を負うことになっているため、相続税の課税される財
 産に関する債務であってその者が負担した部分の金額に限り債務控除が認められている。
 そのため、（ イ ）の控除は認められない。また、債務控除は、相続人や包括受遺者に限
 り適用されることになっており、（ ウ ）については適用されないが、その者が実際に
 （ イ ）を負担した場合は債務控除することができる。

- | | | |
|---------------|--------|------------|
| 1. ア 無制限納税義務者 | イ 公租公課 | ウ 制限納税義務者 |
| 2. ア 制限納税義務者 | イ 葬式費用 | ウ 無制限納税義務者 |
| 3. ア 相続を放棄した者 | イ 公租公課 | ウ 制限納税義務者 |
| 4. ア 制限納税義務者 | イ 葬式費用 | ウ 相続を放棄した者 |

(48) 勤続年数29年6カ月の社員Aが、障害者になったことに直接起因して退職し、退職金として3,000万円(収入金額)を受け取った。この場合、所得税の計算において、退職所得控除額は、通常の退職金の控除額である(ア)に(イ)を加算した金額となり、退職所得の金額は(ウ)となる。

- | | | |
|-------------|--------|--------|
| 1. ア1,200万円 | イ100万円 | ウ850万円 |
| 2. ア1,200万円 | イ200万円 | ウ800万円 |
| 3. ア1,500万円 | イ100万円 | ウ700万円 |
| 4. ア1,500万円 | イ200万円 | ウ650万円 |

(49) 老齢基礎年金や老齢厚生年金の所得は雑所得として課税される。その源泉徴収に際し、所得控除を受けるためには、原則として、公的年金等の見積収入金額が、12月31日現在において、65歳未満の人は(ア)以上、65歳以上の人は(イ)以上であれば、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出が必要である。同申告書を提出した場合には、公的年金等の支給金額から基礎的控除額や人的控除額等一定の控除額を差し引いた額に、(ウ)を乗じた額が源泉徴収税額となる。

- | | | |
|-----------|--------|------|
| 1. ア158万円 | イ108万円 | ウ10% |
| 2. ア108万円 | イ158万円 | ウ5% |
| 3. ア158万円 | イ108万円 | ウ5% |
| 4. ア108万円 | イ158万円 | ウ10% |

(50) 平成19年4月から、離婚等をしたときに婚姻期間中の保険料納付記録の一部を分けることにより、厚生年金の標準報酬を当事者間で分割できる制度が導入されたが、分割された保険料納付記録は、分割を受けた人の年金受給資格期間に(ア)。また、分割された保険料納付記録に基づく年金は、(イ)が老齢厚生年金の支給開始年齢に達したときから支給される。分割を行った元配偶者が死亡した場合、分割を受けた人の厚生年金の受給権に(ウ)。

- | | | |
|------------|----------|--------|
| 1. ア算入される | イ分割をした人 | ウ影響する |
| 2. ア算入されない | イ分割をした人 | ウ影響する |
| 3. ア算入される | イ分割を受けた人 | ウ影響しない |
| 4. ア算入されない | イ分割を受けた人 | ウ影響しない |